

山口市障害福祉サービス実施計画

第三次山口市障害福祉計画

第一次山口市障害児福祉計画

平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)

平成30年(2018年)3月

山 口 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制等	2
5 計画の施策体系	4

第2章 障害福祉サービス提供体制確保に関する成果目標	
成果目標 1 施設入所者の地域生活への移行	5
成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
成果目標 3 地域生活支援拠点等の整備	7
成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行	9
成果目標 5 障がい児支援の提供体制の整備等	11

第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	
1 訪問系サービス	13
2 日中活動系サービス	15
3 居住系サービス	21
4 相談支援	22
5 総合支援法に基づくサービスの基盤整備計画	24

第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	
1 障害児通所支援	26
2 子ども・子育て支援	30
3 児童福祉法に基づくサービスの基盤整備計画	31

第5章 地域生活支援事業の必要な量の見込みとその確保策

1 必須事業	
(1) 理解促進研修・啓発事業	32
(2) 自発的活動支援事業	33
(3) 相談支援事業	34
(4) 成年後見制度利用支援事業	36
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	37
(6) 意思疎通支援事業	38
(7) 日常生活用具給付等事業	39
(8) 手話奉仕員養成研修事業	41
(9) 移動支援事業	42
(10) 地域活動支援センター事業	43
2 任意事業(市町村が自主的に取り組む事業)	
(1) 日中一時支援事業	44
(2) 訪問入浴サービス事業	46
(3) 巡回支援専門員整備事業	47
(4) 社会参加支援事業	47

第6章 計画の推進

1 計画の進行管理	50
-----------	----

